平成２７年（フ）第５４６２号
東京都町田市野津田町1028番地15
破産者　有限会社ジョイプレート
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８９号
東京都三鷹市上連雀６丁目11番４号　メゾンランヴィーヌ202
破産者　株式会社チベール
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４９０号
神奈川県逗子市逗子２丁目８―15
破産者　山崎　基成
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０２１号
東京都世田谷区北烏山６丁目16―10―202
破産者　中平　美香
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４５５号
東京都墨田区墨田２丁目18―10
破産者　櫻井　美保
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４５９号
東京都江戸川区平井６丁目７―６―106
破産者　室松　君野
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４７４号
東京都墨田区向島３丁目２―１
破産者　水上　佳英
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５０７号
東京都杉並区上井草３丁目38―14　ガーデンパレスⅠ―202、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切５丁目22―３
破産者　関根　弘也
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５２８号
東京都江戸川区平井３丁目４―12―212
破産者　小河原健一
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５２９号
東京都世田谷区船橋７丁目８―１―229
破産者　橋本　照代
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５３３号
東京都足立区花畑６―16―１　日介センター花畑、住民票上の住所東京都足立区東六月町10―１―112
破産者　福長　由春
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６０８号
東京都品川区南大井５丁目５―３―402
破産者　櫻田　　済
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７２号
静岡県三島市長伏178番地の１
破産者　有限会社東駿
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
岡山市北区北方４丁目４番３号メゾン・ド・ソローニュ203号、旧住所岡山県赤磐市是里3507番地
破産者　石川　信一
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８３号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目４番地３
破産者　株式会社隼田興業
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
静岡県富士市入山瀬863番地の７
破産者　株式会社東和技建
1　決定年月日　平成27年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７９号
栃木県小山市大字飯塚1101番地４
破産者　壁谷　雄二
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６１号
徳島県徳島市川内町北原60番地の１　プラザ・シャルムＡ棟・Ａ101号室、旧住所香川県善通寺市善通寺町2020番地
破産者　依田　啓悟
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
徳島県徳島市八万町夷山128番地の５　富永民方、旧住所徳島県徳島市八万町弐丈66番地の２
破産者　福本　清和
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
徳島県徳島市八万町中津浦173番地の12、旧住所徳島県徳島市八万町内浜53番地の10
破産者　小谷　裕美（旧姓市橋）
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部